

板橋区立学校における教職員の働き方改革推進プラン 2021

平成 31 年 3 月

板橋区教育委員会

目 次

1	板橋区立学校における教職員の働き方改革推進プラン 2021 策定の目的.....	1
2	区プランの位置付け.....	2
3	学校における教職員の働き方改革の目標.....	3
4	区プランの対象期間.....	4
5	区プランの基本的な考え方・重点施策	
	(1) 基本的な考え方.....	4
	(2) 関係機関の役割.....	5
	(3) 重点施策.....	6
6	具体的な取組	
	重点施策1 教職員が職務に専念できる環境の整備.....	7
	重点施策2 教職員の働き方への意識改革.....	9
	重点施策3 既存事務事業の更なる効率化.....	11
	重点施策4 部活動の適正化.....	14
	重点施策5 学校を支える人員体制の確保.....	15
	重点施策6 地域との連携・協働.....	17
	重点施策7 学校現場との課題の共有.....	18
7	評価・検証.....	19

1 板橋区立学校における教職員の働き方改革推進プラン 2021 策定の目的

目的

教職員の心身の健康保持の実現と、「誇り」と「やりがい」をもって専門性を発揮できる環境を整えることにより、質の高い教育活動の実現を図る。

今日、学校をめぐる環境が複雑化・多様化し、教員の役割が拡大しています。加えて新学習指導要領の確実な実施等日々の教育活動の充実が求められる中、教員の長時間勤務が大きな課題となっています。文部科学省においては、平成 29（2017）年 12 月 26 日「学校における働き方改革に関する緊急対策」を公表し、東京都教育委員会（以下「都教委」という。）においても、平成 30（2018）年 2 月「学校における働き方改革推進プラン」（以下「都プラン」という。）を策定し、区市町村教育委員会による計画的な取組を求めています。

板橋区教育委員会（以下「区教委」という。）においても、教員の長時間勤務の解消が喫緊の課題として捉え、「板橋区立学校における教職員の働き方改革推進プラン 2021」（以下「区プラン」という。）を策定します。

教職員の働き方を見直すことで校務全体の効率化を図り、教職員が健康で心身ともに充実して職務に専念することにより、最も重要な職務である児童・生徒への質の高い教育活動の実現を図っていくため、標記の目的を掲げます。

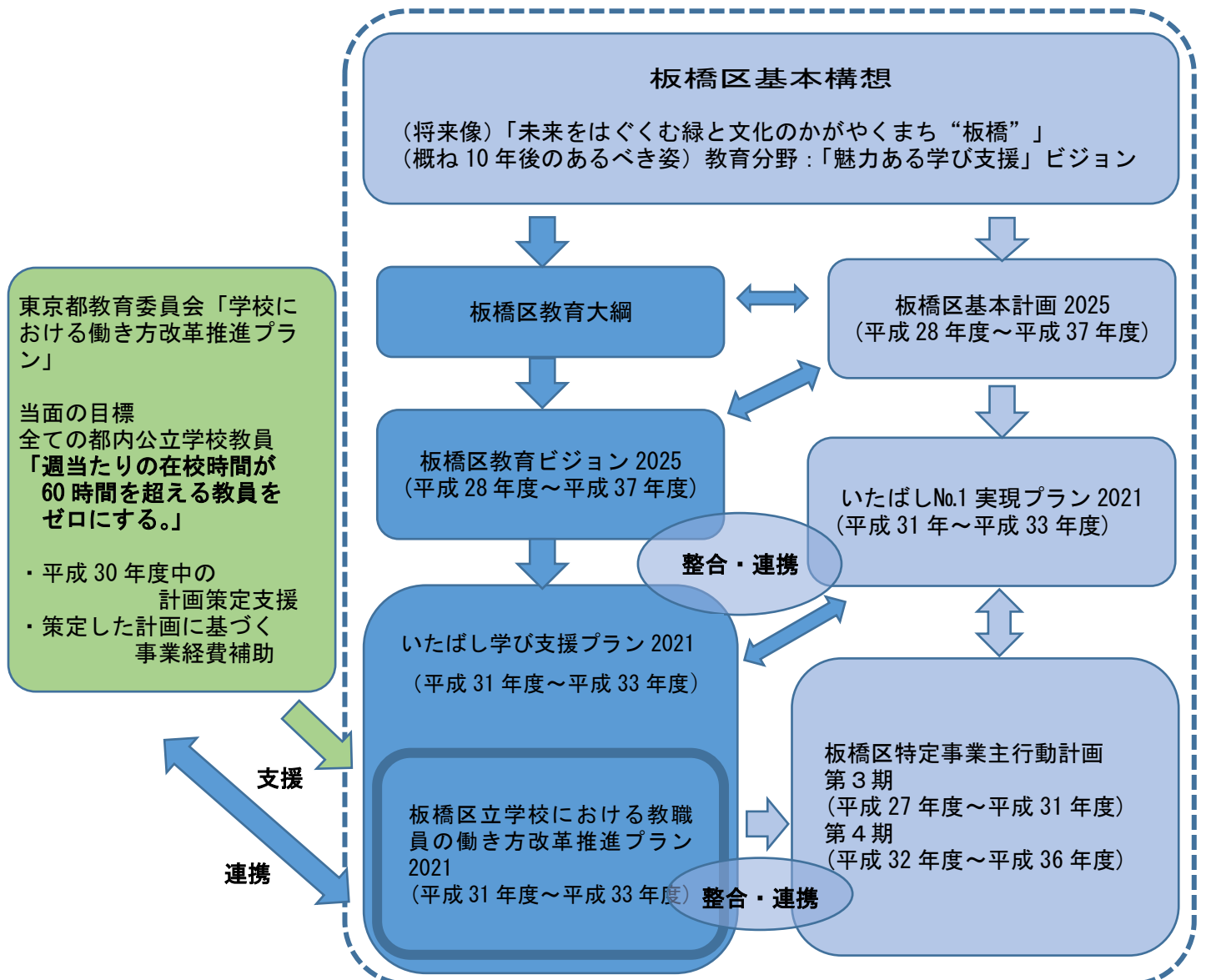
そして、区プランの取組を推進することにより、全ての教職員が協働し、「チーム学校」として機能することで「はつらつ先生」を体現することはもとより、保護者や地域社会、区教委を含めた全ての教育関係者が働き方改革のめざすべき理念を共有し、連携・協働することで、未来を担う「いきいき子ども」たちを育てていくことをめざします。

2 区プランの位置付け

都プランは、当面の目標「週当たりの在校時間が60時間を超える教員をゼロにする。」を踏まえ、各区市町村教育委員会に対して、地域の実情や所管する各学校の実態を勘案しながら、取組方針や具体的な取組内容、取組に関する検証等を盛り込んだ実施計画を平成30（2018）年度中に策定するよう求めています。

区教委では板橋区長等の他の任命権者と共同で「第3期特定事業主行動計画」を策定しており、教職員の「仕事と子育ての両立」、「仕事と生活の調和」の促進が図られる職場環境を実現するための取組を行ってきており、その内容との整合性も図り区プランを策定する必要があります。

また、平成31（2019）年度を始期とする「いたばし学び支援プラン2021」では、その最重点の取組の一つとして「教職員の働き方改革」を掲げており、その計画期間等も視野に入れて区プランを策定します。区プランは「いたばし学び支援プラン2021」の「教職員の働き方改革」を具現化するための実行計画として位置付けます。



3 学校における教職員の働き方改革の目標

平成 29 (2017) 年 6 月に都教委が実施した東京都公立学校教員勤務実態調査では、週当たり総在校時間が 60 時間を超える、いわゆる「過労死ライン」相当にある教員が多数存在していることが明らかになりました。区教委においても、平成 29 (2017) 年の教員勤務実態調査から同様の傾向を把握することができました。

＜東京都公立学校教員勤務実態調査※1 と板橋区立学校における教員勤務実態調査※2 の比較＞
週当たり在校時間が 60 時間※3 以上の教諭の割合

小学校		中学校	
東京都調査校	板橋区調査校	東京都調査校	板橋区調査校
37.4%	42.0%	68.2%	58.3%

※1 東京都公立学校教員勤務実態調査より 平成 29 (2017) 年 6 月 19 日～7 月 16 日のうち連続した 7 日間
小学校—39 校 中学校—40 校

※2 板橋区立学校における教員勤務実態調査より 平成 29 (2017) 年 2 月 1 日～29 日のうち連続した 7 日間
小学校—6 校 中学校—3 校

※3 在校時間 60 時間とは、月当たりの時間外労働がおおむね 80 時間となる状態を週当たりに換算したものです。

厚生労働省によると、脳や心臓疾患による過労死の労災認定基準として、発症 1 か月前に約 100 時間、又は 2 か月から 6 か月平均で月 80 時間を超える時間外労働があった場合は、過労死の危険性が高まり、業務と発症との関連性が強いとされています。

区教委は、区プランの取組を効果的に進めていくことにより、まずは「過労死ライン」相当の長時間労働の解消をめざすことから、都プランが設定した目標を共有し、**当面の目標を「週当たりの在校時間が 60 時間を超える教員をゼロにする。」**と設定します。

また、厚生労働省による基準等から時間外労働は月 45 時間を超えないことが望ましいため、取組を進めていく中で多くの教職員がこの水準を下回るよう努めていきます。

※目標とする在校時間については、区プランの取組結果等を踏まえて適宜見直しをしていきます。

当面の目標を達成するために以下の指標を設定し、目標達成をめざしていきます。

【当面の目標】「週当たりの在校時間が 60 時間を超える教員をゼロにする。」

指標	達成目標 (平成31(2019)年度～平成33(2021)年度)
①2日連続の土日出勤率 (部活動の大会・土曜授業プラン・学校行事以外)	0%
②年次有給休暇の取得率(繰り越し分は含まない)	85%以上

【達成目標・指標の考え方】

- ◆週休日である土曜日・日曜日については、部活動の大会・土曜授業プラン・学校行事以外は連続して業務に従事しないようにします。
- ◆年次有給休暇の取得率について、板橋区第 3 期特定事業主行動計画と目標を共有し、85%以上の取得をめざします。夏季休業期間の学校完全休校日の取組等により、年次有給休暇が取得しやすい環境を整え、計画的な取得を促すことで、ワーク・ライフ・バランスの実現をめざします。

4 区プランの対象期間

都プランでは、目標の達成状況を検証し、必要な施策の見直しを行う等、継続的に学校の働き方改革に取り組むとされています。

区プランは、「板橋区教育ビジョン 2025」を具現化するアクションプランである「いたばし学び支援プラン 2021」における最重点の取組であることから、その計画対象期間にあわせて一体として取り組んでいく必要があります。

なお、平成 32（2020）年度からの第 4 期板橋区特定事業主行動計画との整合性のため、施策の追加・修正を行う場合があります。

板橋区立学校における教職員の働き方改革推進プラン 2021 (平成 31（2019）年度～平成 33（2021）年度)

平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度
2019	2020	2021
板橋区教育ビジョン 2025		
いたばし学び支援プラン 2021		
第 3 期	第 4 期板橋区特定事業主行動計画（～2024 年）	
「学校における働き方改革推進プラン」（都教委）		
板橋区立学校における 教職員の働き方改革推進プラン 2021		

5 区プランの基本的な考え方・重点施策

(1) 基本的な考え方

教員の長時間労働はこれまでも社会的な課題として認識されており、板橋区においても「教員の子どもと向き合う時間の確保」、「研究時間の確保等による質の高い授業の実現」という視点のもと、校務支援システムや ICT 機器の導入等により校務の効率化を進めてきています。

区プランは教職員の働き方そのものを見直すという視点のもと、教職員の心身の健康保持と、「誇り」と「やりがい」をもちながら教育活動に従事するためのワーク・ライフ・バランスの実現をめざしていきます。そして、教職員の日々の生活の質や人生を豊かにすることで、教職員の人間性を高め、児童・生徒への質の高い教育を持続的に行うことができる状況を作り出すことをめざします。

また、具体的な取組については、新たな「人材」、「財源」、「物品」の投入は必要最小限にとどめ、既存の事務事業を最大限活用していくこととします。

(2) 関係機関の役割について

■ 区教委

教職員が職務に専念できる環境整備を支援し、働き方への意識改革を推進することで、全ての教職員が「誇り」と「やりがい」をもち、さらに自己啓発の時間を作り人間性を高め、より質の高い教育の実現を図ります。また、働き方改革の意義や取組について、保護者・地域社会の理解促進に努めます。

■ 学校管理職

リーダーシップを発揮し、校内目標の設定や学校内における業務改善をマネジメントし、教職員の働き方への意識改革の推進を図ります。

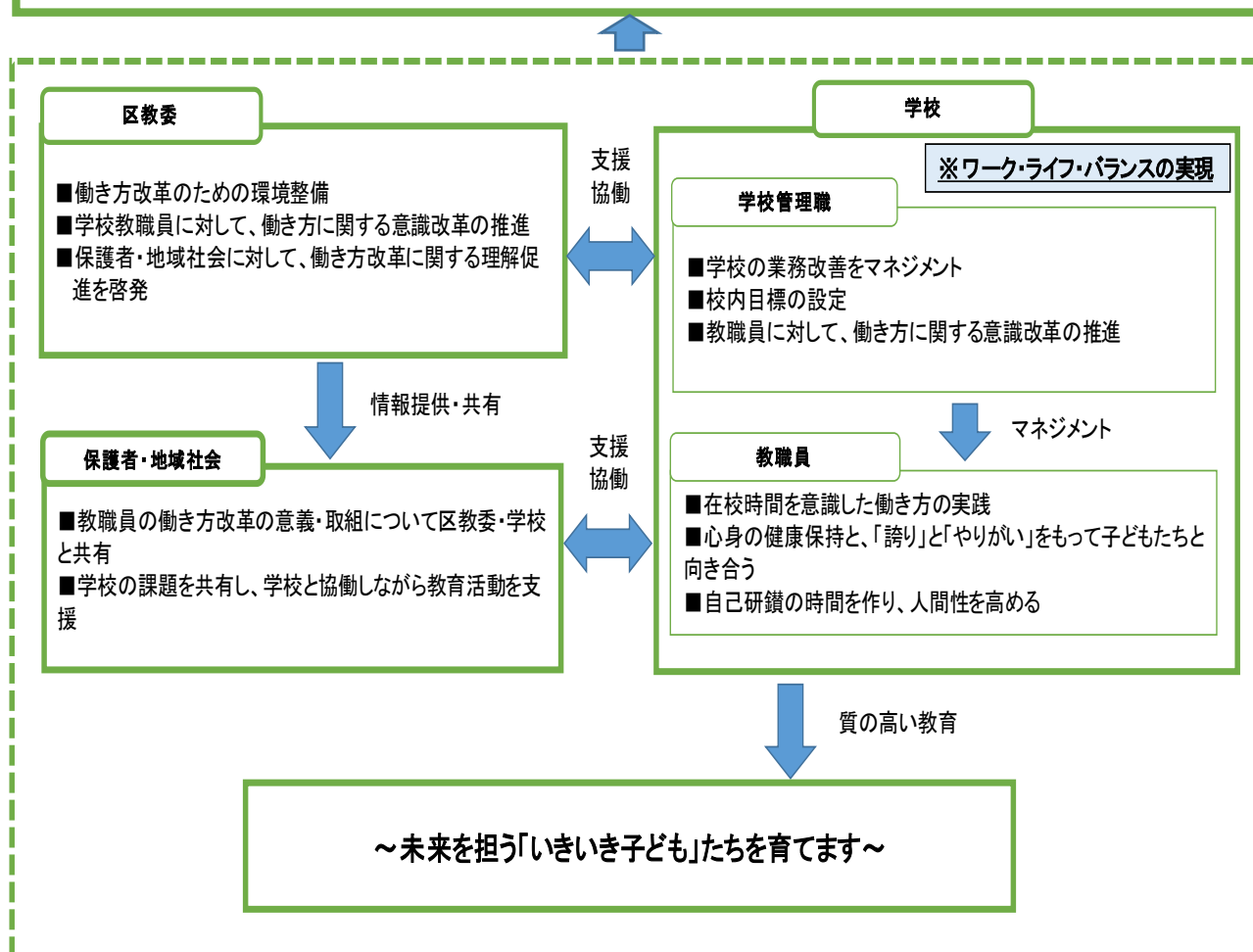
■ 教職員

在校時間の把握を契機とし、時間を意識した働き方への意識改革を実践していきます。そして、心身の健康を保持し、「誇り」と「やりがい」をもちながら教育活動に従事し、ワーク・ライフ・バランスの実現をめざします。さらに、日々の生活の質を豊かにすることで人間性を高め、質の高い教育を行います。

■ 保護者・地域社会

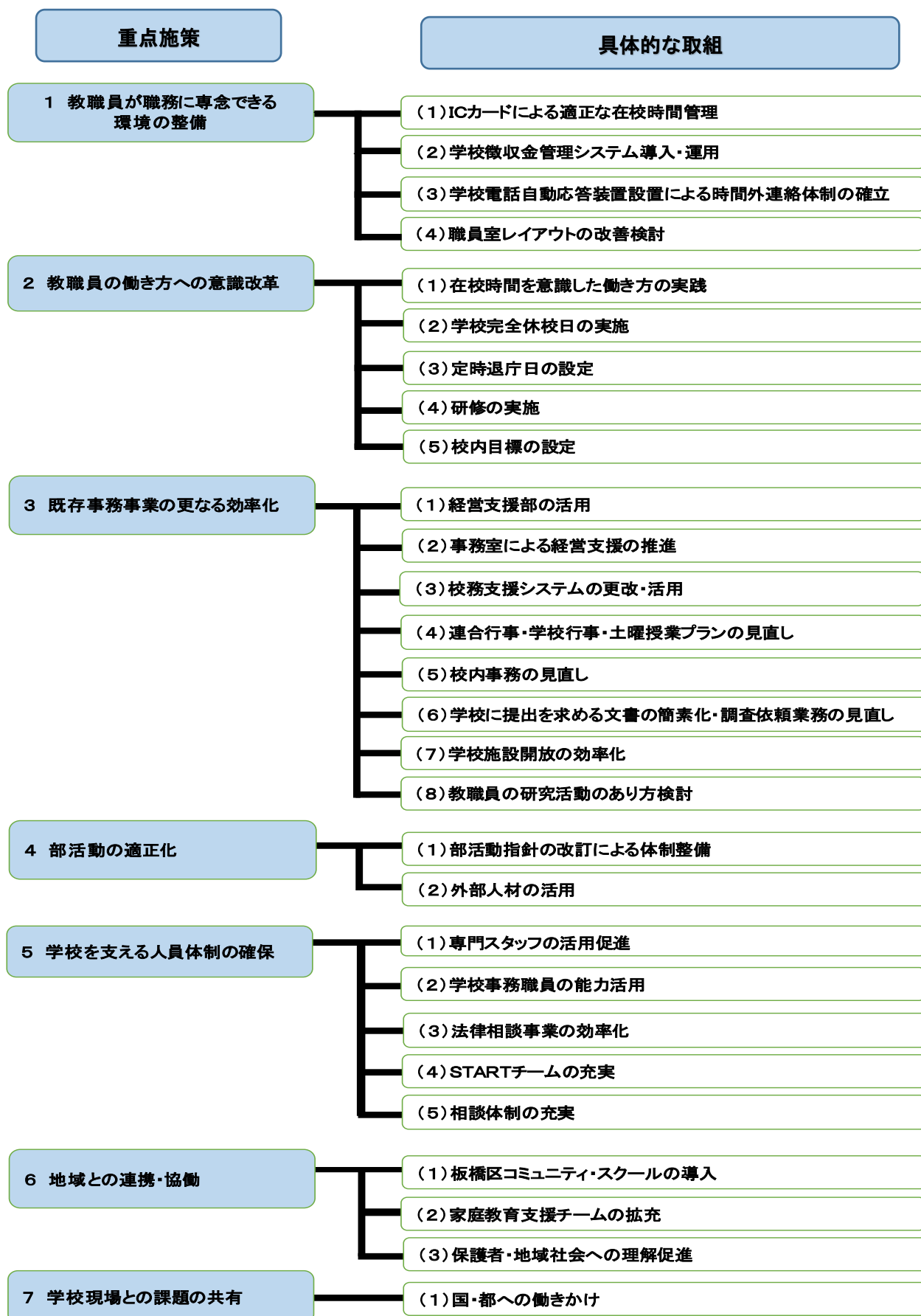
区教委や学校と教職員の働き方改革の意義・取組を共有し、学校と協働しながら教育活動の支援に関してご協力していただきます。

【目的】 教職員の心身の健康保持の実現と、「誇り」と「やりがい」をもって専門性を発揮できる環境を整えることにより、質の高い教育活動の実現を図ります。



(3) 重点施策

区プランについては、下記の事項を重点施策として取り組んでいきます。



6 具体的な取組

重点施策 1 教職員が職務に専念できる環境の整備

(1) ICカードによる適正な在校時間管理 担当 教育総務課

勤務時間管理は労働法制上求められる責務であり、学校の業務改善を進めていく基礎としても、まずは管理職や服務監督権者である区教委が教職員の在校時間を適切に把握する必要があります。

区教委として、平成 30（2018）年度中に全校に在校時間管理システムを導入し、在校時間を客観的に把握し、週当たり在校時間が 60 時間を超える教員をゼロにすることをめざしていきます。

在校時間管理システムは出退勤打刻により在校時間を把握するため、当面は在校時間を把握しますが、勤怠管理と連動した総勤務時間把握の仕組みを検討します。

目標	3年間の取組
○システムによる適正な在校時間管理	・システムによる在校時間の把握 ・システム効果・課題検証 ・勤怠管理との連動検討

(2) 学校徴収金管理システム導入・運用 担当 教育総務課・学務課

給食費・教材費等の学校徴収金の管理について、現状は各学校の事務処理が異なるため、人事異動等の際に操作を新たに習得しなければならないことや、新入生情報の新規入力など、事務処理が教職員の大きな負担となっています。また、一部の学校では、教材費・行事費について現金徴収を行っており、徴収方法の見直しが必要です。

これらの課題を解決するために、区立学校園において統一的に使用することが可能な「学校徴収金管理システム」を導入し、学校徴収金に関する事務の標準化を進め、「チーム学校」として学校徴収金の管理ができるよう、教職員の役割分担の適正化を図ります。

目標	3年間の取組
○学校徴収金管理システム導入・運用	・全校導入・運用
○学校徴収金に関する事務の標準化	・学校徴収金業務についての標準化

(3) 学校電話自動応答装置設置による時間外連絡体制の確立 担当：学務課

勤務時間外の電話応対により教職員の業務が拡大し、本来業務に集中できず、時間外労働が増えるという実態があります。

電話自動応答装置を設置することにより、教職員の勤務時間外の電話応対による業務拡大を防ぎ、教職員が本来行うべき児童・生徒の教育指導や教材準備に集中できるようにするとともに、教職員の疲労・心理的負担の軽減を図っていきます。設置するうえで、学校業務終了後の連絡体制を確立するとともに、保護者・地域社会のご理解、ご協力について啓発していきます。

目標	3年間の取組
○学校電話自動応答装置設置による時間外連絡体制の確立 ○教職員の勤務時間外の電話応対による疲労・心理的負担の減少	・モデル校での効果・課題検証 ・全校導入検討

(4) 職員室レイアウトの改善検討 担当：教育総務課・新しい学校づくり課

職員室・事務室の机や書庫の配置の見直し等を行い、収納・作業スペースを確保することで資料や書類の共有化を進めるとともに業務が円滑に進むよう、教職員のコミュニケーションが取りやすい職員室・事務室のレイアウトへの改善の検討を行います。

また、学校改修時には事務室と職員室が一体となるよう配置し、よりよい職員室環境整備を検討します。

目標	3年間の取組
○収納・作業スペースの確保 ○資料や書類の共有	・実施検討

重点施策 2 教職員の働き方への意識改革

(1) 在校時間を意識した働き方の実践 担当：教育総務課・指導室

これまでは教職員の勤務時間は自己申告のため、時間外勤務の管理が意識されにくい環境にありました。

そのため、平成 30（2018）年度中に全校に在校時間管理システムを導入します。客観的な在校時間の把握を契機とし、学校管理職によるマネジメントのもと、校内研修を行う等在校時間を意識した働き方を実践していきます。

目標	3年間の取組
○在校時間を意識した働き方の実践	<ul style="list-style-type: none">・システムによる在校時間の把握・在校時間データ分析、各学校への提供

(2) 学校完全休校日の実施 担当：教育総務課

教職員は授業がある日は休暇が取りづらいことから、夏季休業中等に休暇を取得しやすくなる環境が必要となります。

そのため、緊急時の連絡体制を確保した上で夏季休業中に平日 3 日以上为学校完全休校日を設定することにより、連続した休暇取得を促進し、教職員が心身ともにリフレッシュし、健康増進や更なる自己研鑽の機会となるよう取組を進めていきます。

また、実施時期や全校で統一した日程の実施等については、これまでの取組状況を踏まえ、検討していきます。

目標	3年間の取組
○連続した休暇取得促進	<ul style="list-style-type: none">・学校完全休校日の取組徹底・実施状況報告・全校で統一した日程等の実施方法検討

(3) 定時退庁日の設定

担当：教育総務課

児童・生徒が下校した後に授業準備や会議等を行うため、定時退庁が意識されにくい環境にあります。

各学校の実情に応じた定時退庁日の日数や曜日等を設定し取組を進めていき、ワーク・ライフ・バランスの実現をめざします。また、保護者への周知・啓発の実施を行っていきます。

目標	3年間の取組
○定時退庁日の設定	<ul style="list-style-type: none">・保護者周知等の検討・学校での実施・効果・課題検証

(4) 研修の実施

担当：教育総務課・教育支援センター

長時間勤務の見直し、在校時間を意識した働き方、マネジメント能力等といったテーマを踏まえ、研修の実施内容・方法を検討し、教職員の意識改革を図っていきます。

目標	3年間の取組
○教職員の働き方への意識改革の研修実施	<ul style="list-style-type: none">・研修内容等の検討・研修実施

(5) 校内目標の設定

担当：教育総務課

区プランの当面の目標である「週当たりの在校時間 60 時間を超える教員をゼロにする。」を踏まえ、「月 2 回の定時退庁」、「週 2 日は 19 時退勤を行う」等の各学校の目標を設定し、具体的な取組を行います。

校内目標を共有し、学校全体で働き方改革を推進することで、教職員の働き方への意識を改革し、長時間労働の是正を図っていきます。

目標	3年間の取組
○校内目標の設定による学校全体での働き方改革	<ul style="list-style-type: none">・全校実施・効果・課題検証

重点施策3 既存事務事業の更なる効率化

(1) 経営支援部の活用 担当：教育総務課

平成 29 (2017) 年度より全校に経営支援部を設置し、副校長・教員・事務職員のアンケート結果より業務負担軽減に一定の効果があることが確認できました。一方で、経営支援部を設置したが、活動方法がうまくいかないという意見も多数ありました。

そのため、経営支援部のより機能的な活動のため、優良事例校を毎年紹介し、アンケート結果のフィードバックを行う等区教委として支援を行い、学校内の多様な人材の役割分担を明確にすることで教職員の業務負担軽減を図っていきます。

目標	3年間の取組
○経営支援部の機能的活動による教職員の業務負担軽減	・優良事例紹介 ・アンケート実施

(2) 事務室による経営支援の推進 担当：教育総務課

校長のマネジメントのもとに、事務職員の学校経営への積極的な参画と更なる専門性の発揮を図り、これまで副校長・教員が行ってきた業務を支援し、負担軽減が可能な業務の役割分担・適正化を推進します。

目標	3年間の取組
○業務の役割分担・適正化の推進	【平成 31 (2019) 年度】 ・全中学校で実施 【平成 32 (2020) 年～平成 33 (2021) 年度】 ・全小学校での実施検討

(3) 校務支援システムの更改・活用 担当：教育支援センター

現在の校務支援システムの導入から5年が経過するにあたり、システムバージョンアップを含めたりプレースを行います。

教職員の業務負担軽減につながり、更なる効率化を図ることができるよう検討を進めていきます。

目標	3年間の取組
○校務支援システムリプレースによる業務効率化	・校務支援システム更改

(4) 連合行事・学校行事・土曜授業プランの見直し 担当：指導室

現在行われている学校行事は、教育的意義をもち、これまで続けられてきています。一方で、平成 29（2017）年度に学習指導要領が改訂され、小学校は平成 32（2020）年度、中学校は平成 33（2021）年度からの全面実施に向けて、学校の業務は今後も増加することが想定されます。

連合行事・学校行事・土曜授業プランについて、各学校における教育活動を最優先し、学びのエリアにおける新たな取組を考え、見直しを検討していきます。

目標	3年間の取組
○連合行事・学校行事・土曜授業プランについての見直し	・実施内容検討

(5) 校内事務の見直し 担当：教育総務課・指導室

教職員が行う校内事務は多種多様であり、長時間労働の原因の一つになっています。そのため、業務効率化やスクラップの視点により、会議の精選・実施時間の設定や校内事務の既存のやり方を見直し、業務効率化を図ることで教職員の負担軽減を図っていきます。

目標	3年間の取組
○校内事務の見直しによる業務負担軽減	・実施内容検討

(6) 学校に提出を求める文書の簡素化・調査依頼業務の見直し 担当：教育総務課

今後、新学習指導要領の実施等により学校業務は増加することが想定されますが、区教委からの調査依頼等により学校業務を圧迫している実態があります。

そのため、区教委からの調査等の精選、学校に提出を求める文書の簡素化、配布物の省力化、教職員への周知方法の効率化に向けた検討を行っていきます。

目標	3年間の取組
○学校に提出を求める文書の簡素化等による業務負担軽減	・実施内容検討

(7) 学校施設開放の効率化 **担当：地域教育力推進課**

学校施設開放の使用日調整や申請・承認手続きについて、学校単位に一括して行う使用日調整会議の仕組みを学校や地域との協議が整った学校から順次導入していきます。

目標	3年間の取組
○学校施設開放の効率化	・順次導入

(8) 教職員の研究活動のあり方検討 **担当：教育支援センター**

教職員は絶えず研究と修養に努めることが求められており、区教委主催の研究活動だけでなく、学校園関係者による研究会や各学校園単位での研究活動が活発に行われています。

教職員の役割がさらに拡大していく中であっても、教職員の研究活動は質の高い教育活動を実現するために必要不可欠です。

そのため、働き方改革の視点による今後の研究活動のあり方について、区教委・学校園・研究会等が相互に連携・協力し、検討を進めていきます。

目標	3年間の取組
○働き方改革の視点による研究活動のあり方の検討	・実施内容検討

重点施策4 部活動の適正化

(1) 部活動指針の改訂による体制整備 担当：指導室

教育等に関わる課題が複雑化・多様化し、学校や教員だけでは解決することができない課題が増えています。また、教員の多忙化により、部活動においては、従前と同様の運営体制での維持は難しくなっています。

部活動を通して、スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感・連帯感の習得等、学校教育がめざす資質・能力を育成するとともに、部活動を持続可能なものとするために、部活動指針を改訂（平成30（2018）年9月）し、週2日以上以上の休養日設ける等適切な運営のための体制整備を行っていきます。

目標	3年間の取組
○適切な部活動の運営	・体制整備

(2) 外部人材の活用 担当：指導室

部活動は、教員の長時間勤務の主な要因の一つとなっていることから、部活動指導補助員（有償ボランティア）を全校に配置し、技術的な指導の補助を行っています。また、教員の負担軽減に繋がるよう、部活動指導補助員の業務内容を見直しています。

今後、部活動指導員（非常勤職員）の導入については、今後、職の内容や身分などについて関係部署との協議も含め、他区の動向を踏まえて研究していきます。

目標	3年間の取組
○支援体制の推進	・部活動支援体制の検討

重点施策5 学校を支える人員体制の確保

(1) 専門スタッフの活用促進 担当：各主管課

児童・生徒へのきめ細かい支援や質の高い教育活動を実現するために教職員以外の様々な専門性や経験を有する人材を配置し、学校内の多様な人材が専門性を発揮することで、児童・生徒に必要な資質・能力を身に付けさせることができます。

区教委として心理・福祉に関する専門スタッフ、授業等において教員を支援する専門スタッフ、部活動に関する専門スタッフ、特別支援教育に関する専門スタッフ等の適正配置を図っていきます。

また、平成32(2020)年4月の新地方公務員法施行に伴い、区教委が雇用する臨時・非常勤職員について、それぞれの職の内容等を精査し、新たな職として再配置を行うため検討を進めていきます。

目標	3年間の取組
○専門スタッフの適正配置	・臨時・非常勤職員の職の見直し
○新たな職としての再配置	・新地方公務員法施行に伴う専門スタッフの配置

(2) 学校事務職員の能力活用 担当：教育総務課

校務運営をより一層効率的・効果的に行うため、学校における事務のスペシャリストである事務職員の更なる活躍が求められます。

平成29(2017)年4月の学校教育法改正により事務職員の職務規程が「事務をつかさどる」と示されていることから、事務職員がより主体的となり、「チーム学校」の意識をもって校務運営に携わっていけるよう意識の醸成を図ります。

そして、事務職員がその専門性を生かしつつ、職務を遂行していくための分掌事務等を見直すことにより、役割分担を明確化し、校務全体を効率化することで副校長・教職員の専門性を発揮させることにつなげていきます。

目標	3年間の取組
○事務職員が校務運営に携わっていく意識の醸成	・効率的な校務運営のあり方検討

(3) 法律相談事業の効率化 担当：指導室

学校を取り巻く諸問題はますます複雑化・多様化し、法的観点からの専門性が必要とされることも多くなっています。

現在、法律的な助言が必要な際に「学校法律相談」を活用していますが、今後、相談件数の増加が見込まれることから、相談しやすく、より実効性のある相談体制構築に向けて検討していきます。

目標	3年間の取組
○より実効性のある体制構築	・弁護士と学校の連携による諸問題の早期解決

(4) STARTチームの充実 担当：指導室・教育支援センター

学校における問題は多様化し、学校だけでは解決することが困難な事例も多くなっています。

こういった問題に学校とともに対応していくため、指導主事や教育相談アドバイザー、スクールソーシャルワーカー等で構成されたSTART（スクール・トラブル・アクシデント・レスキュー・チーム）で相談や苦情に対応し、教職員の負担軽減を図っていきます。

目標	3年間の取組
○STARTチームの充実による教職員の負担軽減	・事業内容検討

(5) 相談体制の充実 担当：教育支援センター

保護者や区民からの学校に対する相談や苦情について、学校だけでは解決できない場合も数多くあります。

そのため、区立小中学校管理職経験者の教育相談アドバイザーによる教育総合相談であらゆる相談・苦情について、学校と連携して問題を解決していくことで、教職員の業務負担軽減を図っていきます。

目標	3年間の取組
○相談体制の充実による教職員の負担軽減	・相談体制の継続

重点施策 6 地域との連携・協働

(1) 板橋区コミュニティ・スクールの導入 担当：地域教育力推進課

板橋区コミュニティ・スクールとは、コミュニティ・スクール委員会と学校支援地域本部が両輪・協働の関係で運営し、保護者や地域の方々の力をこれまで以上に学校運営に生かし、教育活動を支援する仕組みです。

この仕組みを生かし、学校と地域住民等が課題や目標を共有し、地域の意見を取り入れながら学校運営に取り組む「地域とともにある学校」をめざすことで、教育活動の充実等を図ります。

目標	3年間の取組
○学校と地域が協働し、学校の教育活動を支援	【平成 31 (2019) 年度】 ・コミュニティ・スクール推進委員会全小中学校設置 【平成 32 (2020) 年度】 ・板橋区コミュニティ・スクール導入 ・コミュニティ・スクール委員会全小中学校設置 【平成 33 (2021) 年度】 ・取組継続、充実

(2) 家庭教育支援チームの拡充 担当：地域教育力推進課

保護者の子育てに対する不安等の気持ちに寄り添い、家庭や子どもたちの孤立化を防ぐために、地域に根付いた活動を行っている主任児童委員等の地域の人材が、学校と緊密に連携・協力しながら、学校とは異なる立場から支援活動を行います。

具体的には、不登校の児童・生徒及びその家庭に寄り添い課題解決するにあたり、主任児童委員等による働きかけが適している場合、家庭への訪問型支援を行い、継続的に関係づくりを行いつつ、相談対応や家庭教育に関する情報提供等を実施します。

平成 30 (2018) 年度に開始し、最終的には区内全地域において支援を行うことをめざします。

目標	3年間の取組
○学校と連携した支援活動	・学校と連携した支援体制の構築・拡充 ・効果検証・改善

(3) 保護者・地域社会へ働き方改革の理解促進 担当：教育総務課

学校における働き方改革を進めることにより、教職員の長時間労働を改善し、ひいては質の高い教育活動の実現を図るという目的について、保護者・地域社会の方々にも理解していただく必要があります。

区教委として、働き方改革の意義・取組について保護者・地域社会へ理解促進に向けた啓発活動を行い、保護者・地域社会と学校が協働して質の高い教育活動の実現を図ることができるよう支援していきます。

目標	3年間の取組
○保護者・地域社会と働き方改革の理念共有	・周知内容、方法検討 ・周知実施

重点施策7 学校現場との課題の共有

(1) 国・都への働きかけ 担当：教育総務課・指導室

学校における働き方改革を継続的に進めるために、学校現場と課題を共有し、区教委・学校が連携して課題解決に取り組んでいきます。しかし、区教委や学校のみでの取組には限界があるため、教職員定数の改善・充実等の人的支援や業務改善の促進等に係る財政的支援等について、国・都へ働きかけていきます。

目標	3年間の取組
○区教委・学校が連携した課題解決への取組	・学校と課題共有 ・国及び都への働きかけ

7 評価・検証

区プランの推進にあたっては、PDCAサイクルのもと、学校と区教委が協働し、保護者・地域社会の理解・協力を得ながら各取組を着実に実施していきます。下記の目標達成状況を確認しながら、各取組の効果検証を行い、次年度以降の改善等に生かしていきます。

また、文部科学省が平成31年1月25日「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」を策定し、教員の勤務時間について、民間や他の公務員に準じた時間外勤務の上限の目安時間（月45時間）を超えないようにすること等とされています。

そのため、区プランの当面の目標の目標値である「週当たりの在校時間60時間」については、文部科学省による勤務時間の上限に関するガイドラインや目標達成状況を踏まえて、適宜見直しを行っていきます。

【当面の目標】「週当たりの在校時間が60時間を超える教員をゼロにする。」

指標	達成目標 (平成31(2019)年度～平成33(2021)年度)
①2日連続の土日出勤率 (部活動の大会・土曜授業プラン・学校行事以外)	0%
②年次有給休暇の取得率(繰り越し分は含まない)	85%以上

【区プランの推進に向けたPDCAサイクル】

